



山形県公報

平成25年1月15日（火）
第2410号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○地方税法第396条第1項に規定する県指定職員の身分を証明する証票に関する規則……………（市町村課）…11

### 告 示

- 液化石油ガス販売事業者の認定……………（村山総合支庁総務課）…13
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…同
- 同……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…14
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（森 林 課）…同
- 同……………（同）…15
- 同……………（同）…同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…19
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 都市計画の変更の案の縦覧……………（都市計画課）…同

## 規 則

地方税法第396条第1項に規定する県指定職員の身分を証明する証票に関する規則をここに公布する。

平成25年1月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第1号

#### 地方税法第396条第1項に規定する県指定職員の身分を証明する証票に関する規則

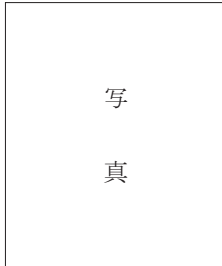
固定資産評価職員の身分を証明する証票に関する規則（昭和27年7月県規則第44号）の全部を改正する。

地方税法（昭和25年法律第226号）第396条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する県指定職員の身分を証明する証票の様式を次のとおり定める。

(表面)

第 号

## 身 分 証 明 書



所 属  
職 名  
氏 名  
生年月日 年 月 日生

上記の者は、地方税法第396条第1項に規定する県指定職員であることを証明する。

年 月 日交付

山形県知事 氏 名 印

(裏面)

## 地方税法抜粋

(道府県の職員及び総務省の職員の固定資産税に関する調査に係る質問検査権)

第396条 第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査、第401条第4号の助言又は第419条第1項の勧告のために必要がある場合においては道府県の職員で道府県知事が指定する者（以下この条及び第397条において「道府県指定職員」という。）、第388条第4項第2号の助言、第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第422条の2第1項の指示のために必要がある場合においては総務省の職員で総務大臣が指定する者（以下この条から第397条までにおいて「総務省指定職員」という。）は、それぞれ次に掲げる者に質問し、又は第1号若しくは第2号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- (1) 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- (2) 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者
- 2 前項第1号に掲げる者を分割法人とする分割に係る分割承継法人及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第2号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。
- 3 第1項の場合においては、当該道府県指定職員又は総務省指定職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 道府県指定職員又は総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 5 第1項又は前項の規定による道府県指定職員又は総務省指定職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の寸法は、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第20号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定した。

平成25年1月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称 及 び 代 表 者 氏 名       | 所 在 地         | 認 定 年 月 日  |
|-------------------------|---------------|------------|
| 山形酸素株式会社<br>代表取締役 大場 正仁 | 山形市久保田一丁目7番1号 | 平成24.12.27 |

### 山形県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年1月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------|---------------------|-----------|
| ハート調剤薬局米沢駅前店      | 米沢市東三丁目4番48号        | 平成24.12.1 |

### 山形県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年1月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 調剤薬局ツルハドラッグ米沢相生町店 | 米沢市相生町7番52号         | 平成24.11.30 |

### 山形県告示第23号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年1月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                         | 障害福祉サービスの<br>種類 | 定 員 | 指 定 年 月 日 |
|----------------------------------|-------------------------------------|-----------------|-----|-----------|
| 特定非営利活動法人みなあい<br>南陽市郡山602番地の11   | 障がい者自立支援センター<br>さくら<br>南陽市郡山938番地の1 | 生 活 介 護         | 10名 | 平成25.1.1  |

|   |   |            |     |   |
|---|---|------------|-----|---|
| 同 | 同 | 就労継続支援（B型） | 10名 | 同 |
|---|---|------------|-----|---|

**山形県告示第24号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年 1 月 15 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日        |
|------------------------------|------------------------------|-------------|--------------|
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町 8 番33号   | 多機能型事業所あずま<br>酒田市東町一丁目15番15号 | 自立訓練（生活訓練）  | 平成24. 12. 28 |

**山形県告示第25号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成25年 1 月 15 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名           | 地区名     | 工事完了年月日     |
|---------------|---------|-------------|
| 中山間地域総合農地防災事業 | 八 沢 地 区 | 平成23年11月22日 |

**山形県告示第26号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 1 月 15 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上市市狸森字北会沢1112の6、1751、1819
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐は択伐による。  
字北会沢1112の6（次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林は、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び上市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第27号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
最上郡大蔵村大字清水字大釘峰2004の1、3865、4008の1、5028の25、5028の28、5029、5029の2、5029の3、5042の1
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第28号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
天童市大字山元字後山2199の61から2199の63まで、大字山口字名乗山4258の57、4258の58
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐は択伐による。  
大字山元字後山2199の61から2199の63まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、大字山口字名乗山4258の58（次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び天童市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第29号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡河北町大字岩木字中平1503の1、1504の1、1594、1595、1602の1、1604、1607、1607の1、

1607の2、1608の1、1609の1、1609の2、1614から1617まで、1621、字小倉沢1583の1、1583の2、1583の4、1584、1585、1586の1、1587の1から1587の4まで、1588の1、1588の5、1589の1、1589の2、1590の1、1590の7、1591の1、1591の2、1591の5、1592、1593、字菅谷1509の1、1509の4、1512、字坪毛森1552の1、1552の3、1552の4、1552の10、1552の11、1553の1、1553の2、1554、1556、1557、1557の1、1558の1から1558の4まで、1558の6、1561の12、1562の1、1562の2、1563、1564の1、1564の2、1564の12、1564の13、1568、1568の1、1569から1571まで、1573から1575まで、1576の4、1578の1、1578の2、1579の5、1580の1から1580の3、1581の1、1581の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西村山郡朝日町大字太郎字石田渕2388、字芹沢1161の68、1464の1、1465、1466、1962、1964、1965、1966の2、2377、2379、字風切1161の1（次の図に示す部分に限る。）、1161の27、1161の28、1161の32から1161の35まで、1161の44、1161の65から1161の67まで、1161の108

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西村山郡朝日町大字大沼字戸平次山551の1、691の1、字円頂山696の1、696の2、字ヤテロ700の2、700の14、700の15、700の5（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西村山郡朝日町大字送橋字前山1092の1、1092の11、1092の12、字堰脇489（次の図に示す部分に限る。）、490、782の1、783、786、786の1、789（次の図に示す部分に限る。）、字十本木479の1、486から488まで、488の1、493、494、503、508の1、778、780、781の6、781の12、839、839の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡朝日町大字杉山字能中沢879の2、1252、字南畑1439の2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡朝日町大字大谷字高野984・1025（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、984の5、984の6、字玄場1793の2（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字高野984・984の5・984の6・1025（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）字玄場1793の2（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字細野字赤沢1879、1882
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字上野畑字松ヶ沢231の2



- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更に係る指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字上野畑字上野畑212
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更に係る指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字牛房野字高野2111、字コヒ沢2121から2124まで、2125の1、2126から2130まで、2133、2134、2136から2141まで、2143から2146まで、2148、2150、2198、2199、2203の1から2203の3まで、2220の1、2220の2、2221から2224まで、2225の1、2225の2、字国助神社2203の5、2203の8、2203の13、字寺山2203の16、2203の17
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更に係る指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字高橋字湯ノ沢978の1、978の2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更に係る指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所



尾花沢市大字寺内字才勝2676の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第30号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年1月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成25年1月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 酒田遊佐線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長        |
|-----------------------------|------|----------------------|------------|
| 酒田市本楯字地正免248番から<br>同 242番まで | 旧    | 11.6メートル<br>}<br>7.2 | 45<br>メートル |
| 同 上                         | 新    | 14.0メートル<br>}<br>9.0 | 同 上        |

**山形県告示第31号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年1月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成25年1月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 酒田遊佐線
- 2 供用開始の区間 酒田市本楯字地正免248番から  
同 242番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年1月25日

**山形県告示第32号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 米沢都市計画道路
  - (2) 名 称 3・2・29号徳町窪田線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 米沢市窪田町小瀬字鎌倉上及び字大明神地内

- (2) 削除する部分 米沢市窪田町小瀬字石畑、字鎌倉上、字江中子一及び字大明神地内
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期 間 平成25年1月15日から同月29日まで
  - (2) 場 所 県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課並びに米沢市役所
- 4 その他
  - この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。